観　光　庁

平成２９年度補正予算

訪日外国人旅行者受入環境整備

緊急対策事業費補助金

（**宿泊施設バリアフリー化促進事業**）

【公募要領】

【募集期間】

平成３０年３月２８日（水）

～平成３０年５月９日（水）１２時　必着

【問い合わせ先】

　３月３０日（金）まで

観光庁観光産業課 宿泊施設バリアフリー化促進事業事務局

住 所：〒100-8918　東京都千代田区霞が関2-1-3

電 話：03-5253-8330

４月２日（月）以降

公益社団法人日本観光振興協会　総合調査研究所

住所：〒105-0001　東京都港区虎ノ門3-1-1

虎ノ門三丁目ビルディング6階

　電話：03-6435-8910

受付時間：　10：00～12：00、13：00～17：00

　　　　　　※月～金曜日（祝日を除く）

平成３０年３月

観 光 庁 観 光 産 業 課

〔　 目　 　次　 〕

１．事業の目的 ························ 3

２．補助対象事業者 ······················ 3

３．補助要件··························３

４．補助対象事業 ······················· ４

５．補助事業期間 ······················· ５

６．事業のスキーム ······················ ６

７．補助対象経費 ······················· ７

８．補助率及び補助金の額等 ·················· ８

９．応募件数 ························· ８

１０．応募手続きの概要 ····················· ８

１１．認定 ·························· １０

１２．審査結果の通知 ····················· １１

１３．交付決定 ························ １１

１４．補助金の交付 ······················ １２

１５．交付決定後の注意事項 ·················· １２

１６．反社会的勢力との関係が判明した場合 ··········· １３

１７．その他 ························· １４

|  |
| --- |
| １．事業の目的 |

○　近年、地震、火山噴火、大雪、火災などの大規模な自然災害等が頻発している中、このような緊急時において、特に災害弱者となりやすい高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者が安全・安心を確保することができる避難場所等として利用できるホテル等の宿泊施設が求められています。

○　一方、ホテル等の宿泊施設のバリアフリー化は十分進んでいるとは言えず、その加速化が求められています。

○　このため、観光ビジョンの目標年である２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを見据え、高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者の加速度的な増加に対する対応が必要です。

○　本事業では、緊急対策として、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における会場の周辺等の宿泊施設において、優先的に共用部や客室のバリアフリー化のための改修を支援するものです。

※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用されます。

|  |
| --- |
| ２．補助対象事業者 |

○　本補助金の補助対象事業者となる宿泊事業者とは旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項に規定する許可を受けた者をいいます。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除きます。

※　本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は補助の対象外となります。また、後日その事実が明らかになった場合には、採択後であっても補助金の交付を取り消す場合があります。

|  |
| --- |
| ３．補助要件 |

○　補助対象事業者が補助を受けるためには、宿泊施設のバリアフリー化を促進することにより、緊急時において、特に災害弱者となりやすい高齢者や障害者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心を図る事業（「宿泊施設バリアフリー化促進事業」）を実施するための計画（宿泊施設バリアフリー化促進事業計画）を策定し、当該計画について国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

|  |
| --- |
| ４．補助対象事業 |

○　本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」）は、以下の事業とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 箇所 | 左記の箇所における改修内容 |
| ①　旅館・ホテルの客室における躯体工事等を伴わない改修等でバリアフリー化を促進するものとして次に掲げる場所で行うもの１　客室出入口２　トイレ３　浴室４　洗面 | １　手すり２　スロープ（傾斜路）３　出入口・廊下幅の拡幅４　エレベーター・段差解消用昇降機の設置５　車いす使用者用便房への改修６　オストメイト用設備への改修７　車いす利用者が利用しやすい浴槽への改修８　高さの調節が可能なシャワーバーの設置９　レバー式水栓金具への改修10　着脱・高さ調整可能な車いす対応ハンガーラックへの改修11　視覚障害者誘導用ブロックの敷設12　段鼻の滑り止めの改修13　点字、音声等による案内板の設置14　ピクトサインの設置15　その他宿泊施設のバリアフリー化を促進するために必要であると大臣が認めた事業 |
| ②　旅館・ホテルの共用部の改修等でバリアフリー化を促進するものとして次に掲げる施設の共用部で行うもの、客室の統合等を伴う大規模改修（躯体工事を伴うものに限る。）でバリアフリー化を促進するもの１　施設の出入口（直接地上に通ずるもの）２　出入口（１以外のもの）３　廊下その他これに類するもの４　階段５　傾斜路６　エレベーターその他昇降機７　トイレ８　敷地内の通路９　駐車場10　標識11　案内設備12　案内設備までの経路 |

※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の対象となる建築物特定施設は対象外です。

※これから新設する宿泊施設は対象外です。

|  |
| --- |
| ５．補助対象事業期間 |

○　交付決定日以降でなければ事業（注文・契約等を含む）を実施することはできません。

また、補助対象事業の実施期間は、平成30年12月31日までです。これまでに経費の支払い等含め全ての事業を完了する必要があります。当該期間で工事完了を見込める事業にて申請してください。大規模改修等を行う場合においては特にご注意ください。

○　補助対象事業が完了（補助対象経費の取引業者への支払いまでを含む）した日から３０日以内に、実績報告として、実施事業内容及び経費内容を取りまとめ、提出していただく必要があります。

○　提出いただいた資料に基づき、順次精算（補助金の額の確定）手続きに入ります。

|  |
| --- |
| ６．事業のスキーム |

有識者委員会

②計画の審査・認定

1. 応募（計画認定申請）（様式第1－1－1）

観　　光　　庁

宿泊事業者

③計画認定通知（様式第1－2－1）

④補助金交付申請（様式第1－3－1・1－4－1）

⑤補助金交付決定通知（様式第1－5－1）

事業実施

⑧補助金支払請求（様式第1－15－1）

⑦補助金の額の確定通知（様式第1－14－1）

⑥事業完了実績報告（様式第1－13－1）

⑨補助金交付（支払）

|  |
| --- |
| ７．補助対象経費 |

○　補助対象事業実施のために必要となる経費となりますが、以下の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。

①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

②補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費

③証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

※宿泊事業者の人件費など経常的経費は対象外です

※ランニングコストやレンタル・リース費用は対象外です

　※設備・物品の単なる更新、交換に係る費用は対象外であり、機能向上を図るものである必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業（改修内容） | 補助対象経費 |
| １　手すり２　スロープ（傾斜路）３　出入口・廊下幅の拡幅４　エレベーター・段差解消用昇降機の設置５　車いす使用者用便房への改修６　オストメイト用設備への改修７　車いす利用者が利用しやすい浴槽への改修８　高さの調節が可能なシャワーバーの設置９　レバー式水栓金具への改修10　着脱・高さ調整可能な車いす対応ハンガーラックへの改修11　視覚障害者誘導用ブロックの敷設12　段鼻の滑り止めの改修13　点字、音声等による案内板の設置14　ピクトサインの設置15　その他宿泊施設のバリアフリー化を促進するために必要であると大臣が認めた事業 | 補助事業の実施に要する次に掲げる経費＊機器購入費用＊設置費用＊設置に伴う関連工事費用＊撤去費用＊工事費用＊雑役務費用＊マニュアルの作成・印刷費用 |

|  |
| --- |
| ８．補助率及び補助金の額等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業区分 | 補助率 | 補助金の額 |
| 1. 旅館・ホテルの客室における躯体工事等を伴わない改修等でバリアフリー化を促進するもの
 | 定額 | １事業者あたり１００万円を上限とする。 |
| 1. 旅館・ホテルの共用部の改修等でバリアフリー化を促進するもの、客室の統合等を伴う大規模改修（躯体工事を伴うものに限る。）でバリアフリー化を促進するもの
 | １／２ | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内であって、１事業者あたり、５００万円を上限とする。 |

※補助金交付（精算払い）は、補助対象事業の完了確認後となりますので、補助事業期間中は必要な資金を自己調達する必要があります。

|  |
| --- |
| ９．応募件数 |

○　同一宿泊事業者での応募は、１件とします。

|  |
| --- |
| １０．応募手続きの概要 |

1. 募集期間

平成３０年３月２８日（水）～平成３０年５月９日（水）１２時【必着】

1. 提出先（問合せ先）

　（～３月３０日（金））

観光庁観光産業課　宿泊施設バリアフリー化促進事業事務局

住 所： 〒１００－８９１８ 東京都千代田区霞が関２－１－３

電 話： ０３－５２５３－８３３０

　（４月２日（月）～）

　　　公益社団法人日本観光振興協会　総合調査研究所

住 所： 〒１０５－０００１ 東京東京都港区虎ノ門３-１-１

虎ノ門三丁目ビルディング６階

電 話： ０３－６４３５－８９１０

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00

※月～金曜日（祝日を除く）

1. 提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 種別 |
| ① | セルフチェックシート | 原本 |
| ② | 様式第１－１－１（計画認定申請書）様式第１－１－１　別紙１－１（バリアフリー化促進事業計画）様式第１－１－１　別紙１－２（バリアフリー化の現在の整備状況チェック）様式第１－１－１　別紙２（整備目標の達成が見込まれる理由）様式第１－１－１　別紙３（公表への同意）※本募集で指定する事業計画書の様式を必ず使用してください。 | 原本 |
| ③ | 補助対象経費の算出根拠となる書類（１社以上の事業者の見積書） | 写し |
| ④ | その他計画を審査する上で参考となる書類　　※任意（補助対象事業のパンフレット、活用方法等） | 原本 |
| ⑤ | 旅館業法営業許可証の写し | 写し |
| ⑥ | 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者に該当しない旨の宣誓書 | 原本 |
| ⑦ | 反社会的勢力排除に関する誓約書 | 原本 |
| ⑧ | 担当者登録票 | 写し |
| ⑨ | 後日、上記書類の電子データ（Word、Excel等）の提出を求める場合があります。求めがあった場合は電子メール等により提出してください。 | データ |

**※上記①～⑧の提出部数　各１部**

|  |
| --- |
| ※事業計画の審査は、提出された事業計画書及び関連資料をもとに行います。記入欄に基づき、必要に応じて、枠を広げて適切に記述をしてください。※提出する書類は、片面印刷で左肩を“クリップ留め”としてください。（ホチキス留めは厳禁）※審査に当たり白黒コピーを用いる場合がありますので、資料については、白黒でも判別できるものとしてください。 |

ご提出前に上記リストを再度確認し、提出書類・記載内容に漏れがないかを確認してください。

1. 提出方法

・観光庁又は（一社）日本観光振興協会への応募書類の提出は、郵便等により、上記（１）の募集期間内に受付できるように余裕をもって提出してください。締切を過ぎますと受付できませんので、ご注意ください。

・提出の際は、封筒等の表面に「宿泊施設のバリアフリー化促進事業応募書類在中」と朱書きしてください。

・上記（２）のとおり、提出時期により提出先が異なりますのでご注意ください。

1. その他

・書類を送付する場合には、簡易書留や特定記録等の配達されたことが証明（確認）できる方法によってお送りください。なお、ＦＡＸや持参による提出は受付できません。

・応募書類及び添付書類等については、「１７．その他（１）個人情報の管理」に基づき、厳正な管理を行います。

・特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護（特許・実用新案等の手続き）を行うなど応募者ご自身の責任で対応してください。

・審査は受付期間内に提出された書類により行います。事業計画書の記入もれや添付資料のもれ等の不備があった場合は、審査対象外となる場合がありますので、提出前に応募者ご自身でよく確認してください。特に公的書類は、入手が遅れ、発送時に間に合わなくなる場合がありますので、ご注意ください。

・提出された応募書類及び添付書類等は返却いたしません。

・応募書類作成、送付等に係る費用は応募者の自己負担となります。

|  |
| --- |
| １１．認定 |

○　観光庁において、バリアフリー化促進計画等の提出書類をもとに、有識者委員会の意見を聴いた上で以下の事項等を総合的に勘案して、バリアフリー化促進計画を認定します。

１．当補助事業の執行にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の関係法令、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(平成29年3月国土交通省)などの宿泊施設のバリアフリー化に向けた基準等を踏まえていること。

２．バリアフリー化された宿泊施設における客室・共用部についてホームページ等で情報提供することや、高齢者、障害者などバリアフリー化された客室を希望する利用者に対し優先して利用させること等により積極的に高齢者、障害者の利用を促進すること。

３．２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などにおける、高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の増加への対応が可能であること

※審査結果に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知おきください。

|  |
| --- |
| １２．審査結果の通知 |

○　審査の結果は、観光庁のホームページにおいて認定の公表を行うほか、認定された応募者に対し、認定通知を文書にてお送りいたします。

○　認定されなかった場合のご連絡はいたしませんので、ご了承ください。

|  |
| --- |
| １３．交付決定 |

○　認定の通知後、認定された方から補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

○　補助金の交付予定額、補助事業期間等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、観光庁が交付決定通知書等により通知します。観光庁が交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がございますので、ご留意ください。

○　観光庁が通知する補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり最終的な補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合であっても、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※補助金交付申請書の作成に当たっては、原則として、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

（注）消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

|  |
| --- |
| １４．補助金の交付（支払い） |

○　補助対象事業の完了後３０日以内（もしくは補助対象事業の廃止の承認があった日から３０日以内）に完了実績報告書を提出して頂き、観光庁において、実施した事業内容の検査と経費内容の確認を行い、交付すべき補助金の額を確定します。

○　補助対象事業者は、補助金の額の確定の通知があった後、補助金支払請求書を提出して、補助金の交付（精算払い）を受けます。

※補助金の交付には、完了実績報告書の提出があってから、通常２～３ヶ月程度の期間が必要となります。

※補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

※虚偽の申請が発覚した場合は、認定後であっても該当事業者の補助金の交付を取り消す場合があります。

|  |
| --- |
| １５．交付決定後の注意事項 |

（１）補助事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合、本事業を中止又は廃止しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。

（２）遂行状況調査及び報告

補助事業期間中において、事業の遂行状況を適宜確認する場合があります。その場合は、観光庁が指示する日（以下「遂行状況報告日」という）までの遂行状況について、遂行状況報告日から３０日以内に報告書を観光庁へ提出して頂きます。

（３）補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、事業が完了した年度の翌年度から５年間、管理・保存しなければなりません。

（４）取得財産の管理等

補助対象事業者は、取得財産について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して大臣が補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成２２年国土交通省告示第５０５号）で定める期間を経過するまでの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはなりません。

その取得財産について、処分をしようとするときは、あらかじめ様式第１－２０により大臣の承認を受けなければなりません。また、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を納付してもらうことがあります。

（５）立入検査

本事業の実施状況確認のため、観光庁が実地検査に入る場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。これらの検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

|  |
| --- |
| １６．反社会的勢力との関係が判明した場合 |

○　提出頂く事業計画書中に反社会的勢力との関係が無いことを誓約頂きます。

（１）反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

１．暴力団 ２．暴力団員 ３．暴力団準構成員 ４．暴力団関係企業

５．総会屋等 ６．社会運動等標ぼうゴロ ７．特殊知能暴力集団等

８．前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

（イ）前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。

（ロ）前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。

（ハ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

（ニ）前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

（ホ）その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

（２）応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、審査を行いません。また、認定後・交付決定後に判明した場合であっても、認定や交付決定を取り消します。

（３）また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、（２）と同様の取扱とします。

１．暴力的な要求行為

２．法的な責任を超えた不当な要求行為

３．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

４．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて観光庁の信用を棄損し、または観光庁の業務を妨害する行為

５．その他の前各号に準ずる行為

|  |
| --- |
| １７．その他 |

（１）個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類により観光庁が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため（審査には、国（独立行政法人を含む。）及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。）。

・認定後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。

・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

（２）政治資金規正法

政治資金規正法第２２条の３第１項の規定により、国から一定の補助金等（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

「訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金（宿泊施設インバウンド対応支援事業）」は、上記の寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）には該当しないおそれがあります。

○政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）（抄）

（寄附の質的制限）

第二十二条の三 　国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び[政党助成法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%98%5a%96%40%8c%dc&REF_NAME=%90%ad%93%7d%8f%95%90%ac%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=) （平成六年法律第五号）[第三条第一項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%98%5a%96%40%8c%dc&REF_NAME=%91%e6%8e%4f%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000300000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000300000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000300000000001000000000000000000)の規定による政党交付金（[同法第二十七条第一項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%98%5a%96%40%8c%dc&REF_NAME=%93%af%96%40%91%e6%93%f1%8f%5c%8e%b5%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000002700000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000002700000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000002700000000001000000000000000000)の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。